



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月17日

島根県知事 殿

提出者

住所 島根県浜田市三隅町三隅1528-7

氏名 第一建設工業株式会社

代表取締役 大場修司

電話番号 0855-32-0124

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	第一建設工業株式会社
事業場の所在地	島根県浜田市三隅町三隅1528-7
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 230,407千円
③ 従業員数	15人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	構造物取壊し等→がれき類積込→ダンプトラックにより再資源化施設へ運搬し再資源化等を委託

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙 1 のとおり

産業廃棄物の種類

排出量

t

t

（これまでに実施した取組）

- ・ 仮設材の再利用率を高める。
- ・ 鋼製型枠を利用し木製材で発生するゴミを抑える。
- ・ 資材の現場での加工を減らしゴミの発生を抑える。
- ・ 資材納品段階で梱包ゴミを最小限に抑える。

② 計画

【目標】 別紙 1 のとおり

産業廃棄物の種類

排出量

t

t

（今後実施する予定の取組）

- ・ 昨年廃業した生コンプラント解体時のがれき類排出分を差し引いた実績の概ね95%を目標として排出抑制に努める。
- ・ 前年度までに実施した取組を引き続き実施する。
- ・ 伐採木の現場での再利用及び有価木化を工事発注者と協議し、推進する。
- ・ 新しい工法・工夫・アイデアを環境委員会で取り上げ情報を共有する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

種類---アスコン殻・無筋コンクリート・鉄筋コンクリート殻・伐採木・根株・金属屑・廃プラ・紙屑・木屑

取組---機械及び手作業にて分別。ゴミ箱は、細分化して設置する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

種類---アスコン殻・無筋コンクリート・鉄筋コンクリート殻・伐採木・根株・金属屑・廃プラ・紙屑・木屑

取組---従来どおり細かく分類する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・具体的な実績はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・協力企業と連携し情報収集し再生利用に取り組む。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・昨年度は、実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今年度は、予定していない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・昨年度は、実績なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今年度は、予定していない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・出来る限り再資源化施設に委託する。		

② 計画	【目標】	別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 昨年までの取り組みを継続する。 ・ 優良認定処理業者へ優先して委託する。		
※事務処理欄			

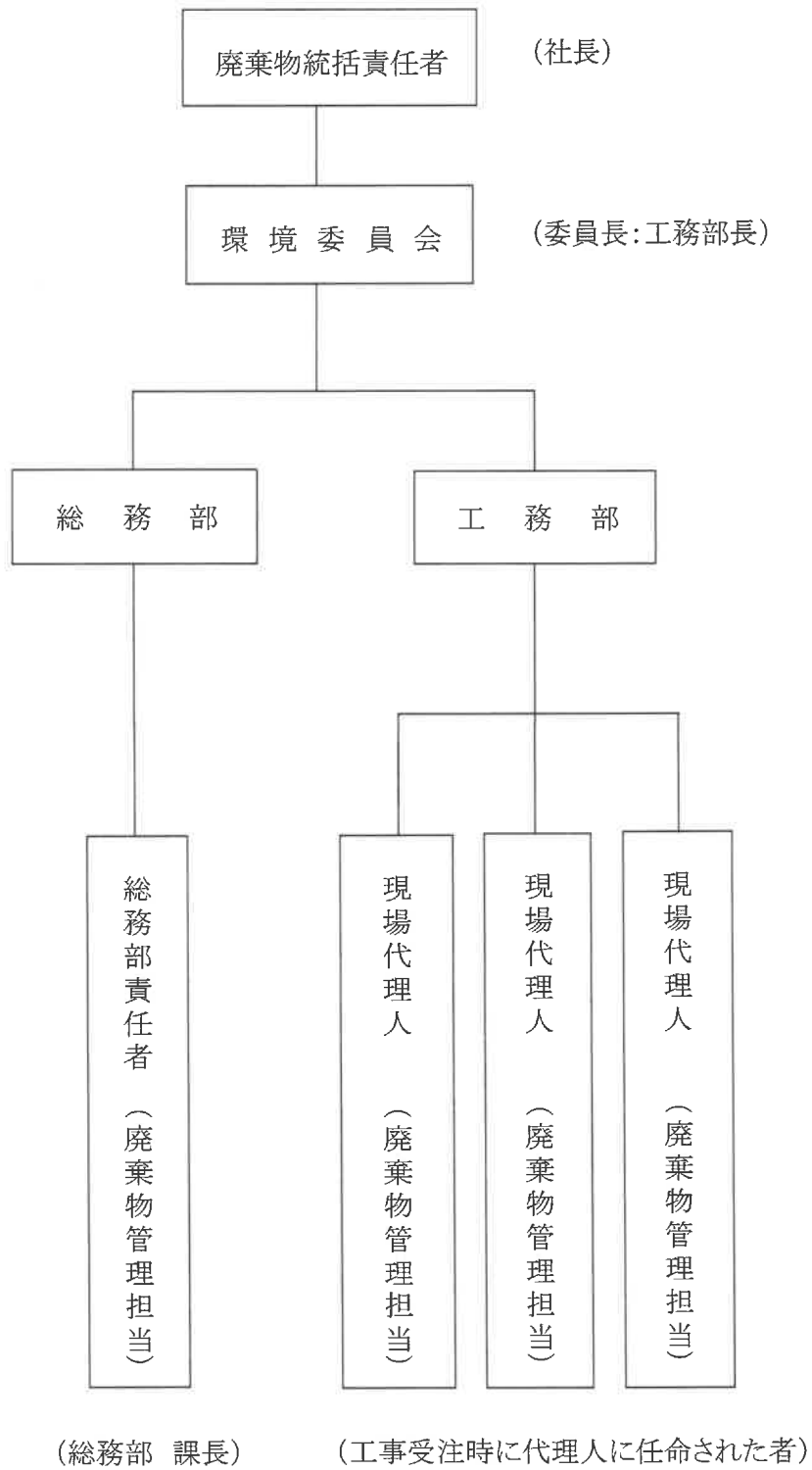
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

別紙管理体制図



別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	管理型混合 廃棄物	紙くず	金属くず	ガラス・ 陶器クズ	廃油	汚泥	合 計
	排出量	2,301.42	986.88	0.50	5.29	0.18	0.68	0.10	0.88	0.27	3,296.20

【 令和 6 年度目標】											
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	管理型混合 廃棄物	紙くず	金属くず	ガラス・ 陶器クズ	廃油	汚泥	合 計
	排出量	222	937	0	5	0	1	0	1	0	1,166

※昨年廃業した生コンプラント解体時のがれき類排出分を除く前年対比95%を目標とする。

[illegible]